

## 第1の2 小規模施設

### 1 利用者用の出入口

利用者の用に供する屋外へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び各室の出入口のうち、それぞれ一以上は、第1の表1の項(2)及び(3)に定める構造とするほか、その幅を80センチメートル以上とすること。

### 2 利用者用の廊下等

屋外へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口から利用者の用に供する各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における利用者の用に供する廊下等は、第1の表2の項(1)及び(5)アに定める構造とすること。この場合において、当該廊下等に高低差がある場合には、2の項(5)のウ(ア)に定める構造の傾斜がある部分とすること。

### 3 利用者用の便所

利用者の用に供する便所を設ける場合には、車いす使用者便房が1以上設けられた便所であって、床には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けていない構造のものを1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

## 解 説

一部の小規模な施設は、大規模な施設と同等の整備を行うことが物理的・経済的に困難であることから、小規模施設に対しては施設の利用を可能とする最小限の基準を設定するものです。

### ■整備すべき箇所

#### POINT 1

学習塾、華道教室又は囲碁教室等、集会場等、理容所又は美容所、物品販売業を営む店舗、飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブ、サービス業を営む店舗で、当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下の施設

### ■整備基準

#### POINT 2

#### ●利用者用の出入口

- ①車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、3の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号若しくは第2号又は第129条の12第1項第1号若しくは第5号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を併設する場合には、この限りでない。
- ②戸を設ける場合、自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- ③戸に衝突することを防止する措置を講じたものとする。
- ④出入口の幅は80センチメートル以上とすること。

#### ●利用者用の廊下等

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。

- ②幅は、1.2メートル以上とすること。
- ③廊下に傾斜がある部分がある場合の幅は、階段に代わるものにあつては1.2メートル以上、階段に併設されるものにあつては90cm以上とすること。

●利用者用の便所

- ①車いす使用者が利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、握りやすい形状の手すり等が適切に配置されていること。
- ②出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ③出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ④車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

便所	○便房内には介助者に配慮したスペースを確保することが望ましい。また、ベビーチェア、ベビーベッド等、オストメイト対応設備等を設置することが望ましい。
駐車場	○駐車場の整備に当たっては、第1の7「利用者用の駐車場」に準じた整備が望ましい。
敷地内通路	○敷地内通路の整備に当たっては、第1の8「利用者用の敷地内通路」に準じた整備が望ましい。

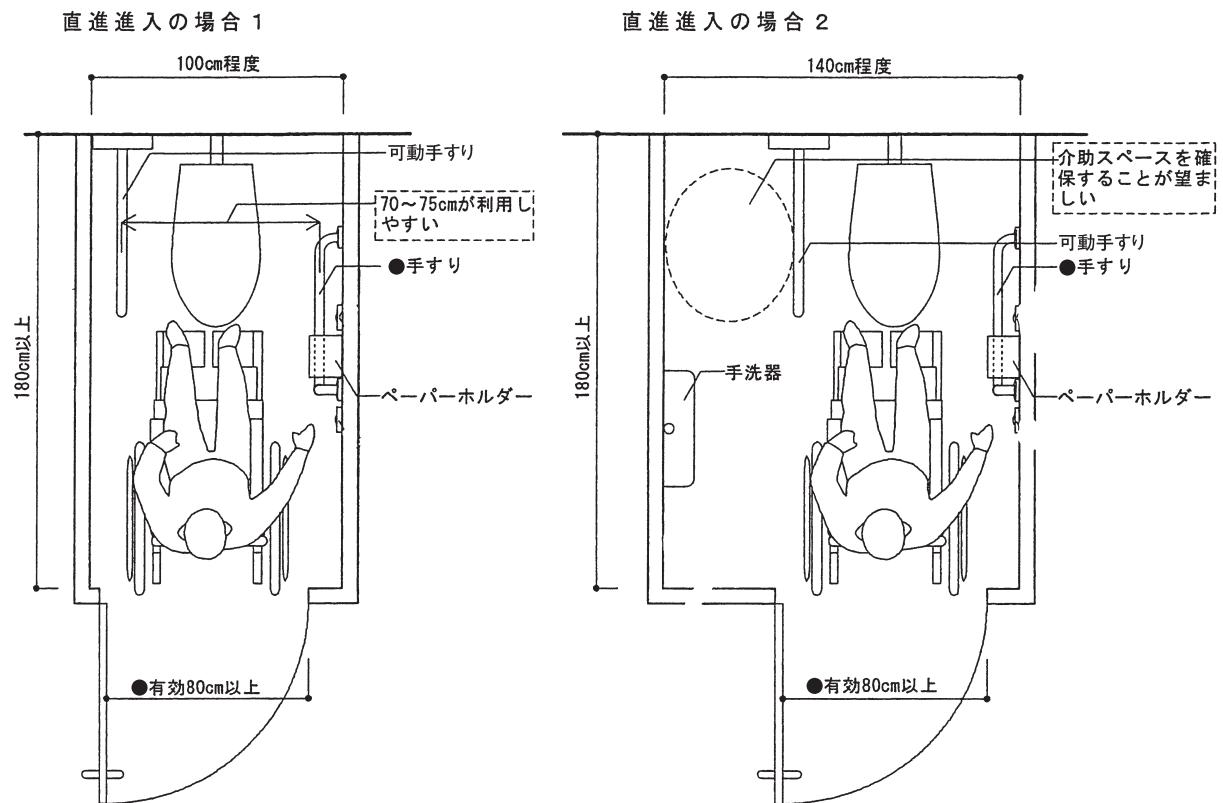


図 102 小規模施設の車いす対応便房